

立川市コミュニティスペース条例

上記の議案を提出する。

令和7年9月1日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項前段及び第244条の2第1項の規定による。

立川市コミュニティスペース条例

(設置)

第1条 地域住民による自主的な地域活動を促進し、住民相互の交流を深め、もって地域コミュニティの活性化を図るため、立川市コミュニティスペース（以下「コミュニティスペース」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 コミュニティスペースの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(事業)

第3条 コミュニティスペースは、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 地域住民のコミュニティ活動の促進に関する事業
- (2) 地域住民が気軽に立ち寄ることのできる場の利用に関する事業
- (3) 地域活動に関する講座、講演会、レクリエーション等に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事業

(使用の承認)

第4条 コミュニティスペースにおいて、その全部を独占して使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、使用を承認するに当たって管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、コミュニティスペースの使用を承認してはならない。

- (1) 建物又は附属物を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) その他不適当と認めたとき。

(行為の制限)

第6条 コミュニティスペースにおいて、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。

- (2) 映画、写真等の撮影又は興行を行うこと。
 - (3) 演説会その他これらに類する集会を行うこと。
 - (4) その他管理上制限が必要と認められる行為をすること。
- 2 前項に規定する許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項に規定する許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、軽易な変更については、この限りでない。
- 4 市長は、第1項又は前項に規定する許可をするに当たっては、コミュニティスペースの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(休館日)

第7条 コミュニティスペースの休館日は、毎月第2月曜日及び第4月曜日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第8条 コミュニティスペースの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(使用料)

第9条 コミュニティスペースの使用については、別表第2に定める使用料を徴収する。

- 2 前項に規定する使用料は、使用の承認をする際に徴収する。ただし、時間を延長して使用した場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、申請により、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めた

ときは、その全部又は一部を還付することができる。

（目的外使用の禁止等）

第 12 条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用条件の変更等）

第 13 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、使用条件を変更し、使用を停止させ、又は使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 使用の目的又は使用条件に違反したとき。
- (2) この条例に違反し、又は市長の指示に従わないとき。
- (3) その他不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により使用者が受けた損害について、賠償の責めを負わないものとする。

（原状回復の義務）

第 14 条 使用者は、コミュニティスペースの使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条第 1 項の規定により使用を停止され、又は使用の承認を取り消されたときも、また同様とする。

（損害賠償）

第 15 条 使用者は、コミュニティスペースの使用に際して、建物又は附属物に損傷を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

（コミュニティスペースの開放）

第 16 条 コミュニティスペースは、この条例の規定による承認を受けて使用する場合を除き、広く一般に開放することができる。

（委任）

第 17 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

名 称	位 置
コミュニティ砂川	立川市砂川町 1 丁目 52 番地の 7

別表第 2（第 9 条関係）

施設区分		使用区分	使用料
コミュニティ砂川	コミュニティスペース	午前	1,400 円
		午後	2,100 円
		夜間	2,500 円
		全日	4,600 円

備考

- (1) 使用時間は、午前は午前 9 時から午後零時まで、午後は午後 1 時から午後 5 時まで、夜間は午後 6 時から午後 10 時まで、全日は午前 9 時から午後 10 時までとする。
- (2) 使用時間の延長は、管理上支障がなく、かつ、1 時間未満の延長に限り承認し、使用の承認をした使用区分に係る使用料の 100 分の 30 を加算する。
- (3) 午前及び午後又は午後及び夜間を引き続き使用するときの各使用区分に係る間の時間については、使用料を徴収しない。
- (4) 使用時間には、準備及び原状回復の時間を含むものとする。

